

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成27年7月2日(2015.7.2)

【公表番号】特表2014-522375(P2014-522375A)

【公表日】平成26年9月4日(2014.9.4)

【年通号数】公開・登録公報2014-047

【出願番号】特願2013-556679(P2013-556679)

【国際特許分類】

A 6 1 K	8/24	(2006.01)
C 0 1 G	23/047	(2006.01)
C 0 9 K	3/00	(2006.01)
A 6 1 K	8/35	(2006.01)
A 6 1 K	8/42	(2006.01)
A 6 1 K	8/49	(2006.01)
A 6 1 Q	17/04	(2006.01)
H 0 1 M	4/48	(2010.01)
H 0 1 M	4/36	(2006.01)
H 0 1 M	10/54	(2006.01)
H 0 1 G	11/02	(2013.01)
H 0 1 M	4/88	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	8/24	
C 0 1 G	23/047	
C 0 9 K	3/00	1 0 4 Z
A 6 1 K	8/35	
A 6 1 K	8/42	
A 6 1 K	8/49	
A 6 1 Q	17/04	
H 0 1 M	4/48	
H 0 1 M	4/36	A
H 0 1 M	10/54	
H 0 1 G	11/02	
H 0 1 M	4/88	Z

【手続補正書】

【提出日】平成27年5月15日(2015.5.15)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

a) 懸濁液中の未処理のナノ粒子の溶質であって、金属酸化物と、混合金属酸化物と、カルコゲニドと、混合金属カルコゲニドとかなる群から選択される、溶質と、

b) の値が0.00未満の溶媒と、からなる溶媒系。

【請求項2】

前記溶媒は、DMFと、CPOと、IPAと、CHPと、NMPと、それらの混合物とかなる群から選択される、

請求項 1 に記載の溶媒系。

【請求項 3】

前記溶媒は、前記溶質を実質的な懸濁液中に 2 週間以上維持する、

請求項 2 に記載の溶媒系。

【請求項 4】

- a ) 懸濁液中の二酸化チタンナノワイヤと、
- b ) の値が 0 . 0 0 未満の溶媒と、からなる溶液。

【請求項 5】

前記溶媒は、D M F と、C P O と、C H P と、N M P と、それらの混合物とからなる群から選択される、

請求項 4 に記載の溶液。

【請求項 6】

前記溶媒は、1 : 1 の比の C H P と N M P との混合物である、

請求項 4 に記載の溶液。

【請求項 7】

電極を製造する方法であって、

a ) 二酸化チタンナノワイヤの群を溶媒中に導入し、該二酸化チタンナノワイヤの群を溶解する工程であって、前記溶媒の の値は 0 . 0 1 未満である、前記工程と、

b ) 前記溶媒と溶解した二酸化チタンナノワイヤの群とを表面に適用し、電気的に相互接続する二酸化チタンナノワイヤの集合体を別個の層として生成する工程と、

- c ) 前記溶媒の実質的に全てを除去する工程と、を備える方法。

【請求項 8】

- a ) 別個の層において電気的に相互接続する二酸化チタンナノワイヤの集合体と、

- b ) 二酸化チタンナノワイヤの前記集合体を支える表面と、

c ) D M F と、C P O と、C H P と、N M P と、それらの混合物とからなる群から選択される痕跡量の溶媒と、からなる電極。

【請求項 9】

前記二酸化チタンナノワイヤは、未処理のグラフェンシートに固定された二酸化チタンナノワイヤを含む、

請求項 8 に記載の電極。

【請求項 10】

二酸化チタンナノワイヤを分取するための方法であって、

- a ) 二酸化チタンナノワイヤの群を提供する工程と、

b ) の値が 0 . 0 1 未満である溶媒を前記二酸化チタンナノワイヤの群に適用し、該二酸化チタンナノワイヤの群を溶解する工程と、

- c ) 前記溶媒を除去する工程と、を備える方法。

【請求項 11】

前記溶媒は、D M F と、C P O と、C H P と、N M P と、それらの混合物とからなる群から選択される、

請求項 10 に記載の方法。

【請求項 12】

a ) 未処理のナノ粒子の溶質であって、金属酸化物と、混合金属酸化物と、カルコゲニドと、混合金属カルコゲニドとからなる群から選択される、溶質と、

b ) D M F と、C P O と、C H P と、N M P と、それらの混合物とからなる群から選択される痕跡量の溶媒と、

c ) 化粧品的又は医薬的に許容可能な送達系又は担体ベース組成物と、からなる U V 吸収組成物。

【請求項 13】

未処理のナノ粒子を含む合成樹脂複合材料であって、

- a ) 未処理のナノ粒子の溶質であって、金属酸化物と、混合金属酸化物と、カルコゲニ

ドと、混合金属カルコゲニドとからなる群から選択される、溶質と、

b) D M Fと、C P Oと、C H Pと、N M Pと、それらの混合物とからなる群から選択される痕跡量の溶媒と、

c) 液相ポリマと、からなる合成樹脂複合材料。